

平成 20 年第 4 回臨時
夕張市議会会議録
平成 20 年 5 月 22 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 議案第 1 号 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
第 3 議案第 2 号 和解及び損害賠償額の決定について
第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。
●議長 加藤喜和君 ただいまから平成 20 年第 4 回臨時夕張市議会を開会いたします。

●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 加藤喜和君 これより、本日の会議を開きます。

●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

新山議員

山本議員

を指名いたします。

●議長 加藤喜和君 日程に入ります前に、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の職氏名は、お手元に配付してありますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 藤 倉 肇 君

教育委員会委員長

氏 家 孝 治 君

監査委員 藤 原 哲 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 羽 柴 和 寛 君

理事 金 家 明 宏 君

地域再生推進室長

畑 山 栄 介 君

地域再生推進室総括主幹

松 村 俊 哉 君

地域再生推進室主幹兼総務課主幹

河 内 能 宏 君

地域再生推進室主幹

千 葉 敬 司 君

総務課長 寺 江 和 俊 君

総務課総括主幹 熊 谷 禎 子 君

総務課主幹 佐 藤 喜 樹 君

総務課主幹 近 野 正 樹 君

総務課主幹 三 羽 昭 夫 君

建設課長	細 川 孝 司 君
建設課総括主幹	小 林 正 典 君
建設課主幹	朝 日 敏 光 君
建設課主幹	熊 谷 修 君
建設課主幹	佐 藤 紀美夫 君
建設課主幹	千 葉 葉津乃 君
建設課主幹	阿 部 淳 君
市民課長	天 野 隆 明 君
市民課主幹	古 村 賢 一 君
市民課主幹	小 松 政 博 君
南支所長	上 木 和 正 君
福祉課長兼福祉事務所長	
	秋 葉 政 博 君
福祉課総括主幹	吉 崎 仁 司 君
福祉課主幹	及 川 憲 仁 君
福祉課主幹	池 下 充 君
養護老人ホーム所長	
	池 田 伸 君
消防本部消防次長	
	鷲 見 英 夫 君
消防本部管理課長	
	田 中 義 信 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育委員	小 林 尚 文 君
教育長	小 林 信 男 君
教育課長	石 原 秀 二 君
教育課総括主幹	三 浦 護 君
教育課主幹	木 村 卓 也 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長	寺 江 和 俊 君
------	-----------

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長	竹 下 明 洋 君
主査	大 島 琢 美 君
主査	辻 一 郎 君

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

角田議員。

●角田浩晃君（登壇） ただいまから、第 4 回臨時市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

本臨時市議会の付議案件につきましては、議案 2 件、報告 2 件のあわせて 4 件でありまして、これら案件の取り扱いについて協議の結果、付議されております案件はいずれも即決することとし、会期につきましては本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、議案第 1 号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 1 号夕張市観光施設設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

市内日吉に設置の虹ヶ丘パークゴルフ場につきましては、昨年 6 月より指定管理によって運営・管理されてきたものでありますが、今般、指定管理者から採算が取れないことを理由に、指定管理の取り消

しの申し出があったところであります。

同施設は、隣接の「ユーパロの湯」との一体となった相乗効果が見込まれる施設であることから、単体としては観光施設としての効用は望み難く、一方、施設の性格上、休止期間を置かず速やかな活用に向けての対応が必要であることから、同施設の観光施設としての用途を廃止し、行政財産から普通財産に区分変更の上、新たな有効活用を図るため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

高橋議員。

●高橋一太君 今、提案理由のご説明をいただいたんですけども、若干この部分で今後の関係もありますので、もう少しちょっと聞いておきたいと思います。

今回、行政財産から普通財産に戻すということで、本来であれば売却もしくは体育施設云々ということですね、手順・手続的にはそういうふうになっていくのかなと思いますけども、今、提案理由説明あったとおり、採算合わない等々も含めて観光施設からはずしていくということでもあります。ただ、一応今後のことも含めていきますと、もう少しちょっと詳しいご説明を今回しておいていただかないと、今後こういったケースがもし出てきた場合のケースも考えられますので、この際少し、もう少し詳しい提案説明を求めたいと思いますので、これはどちらの方からの答弁になるかあれですけども、お願いしておきます。

●議長 加藤喜和君 地域再生推進室総括主幹。

●地域再生推進室総括主幹 松村俊哉君 ただいまの虹ヶ丘パークゴルフ場の普通財産への財産区分の関係なんですけども、これまで虹ヶ丘パークゴルフ場につきましては隣接の温泉施設「ユーパロの湯」、これと一体的な活用を見込んだ観光施設でございますけれども、今回、同パークゴルフ場の指定管理を

取り消した結果、いわゆる単体施設となるということでございます。これまでの観光施設としての効用の維持は難しいということとなったことから、行政財産から普通財産へ財産区分の変更をすることとしたものでございます。

そのことから、隣接する温泉施設や周辺の平和の体育施設との関連など、調和の取れた活用を図りたいと考えているところでございます。

市といたしましては、ただいまご指摘のありましたように、普通財産の廃止、休止の施設につきましては原則として売却をいたしまして、売却できなかったものを貸し付けることとしておりますが、今回につきましては利用期間が限定されているパークゴルフ場の早期再開に向けて、市民からの要望や運営を希望する団体も出ていることから、可能な限り休止期間を置かずに再開に向けての対応が必要であるということから、当面、行政財産から普通財産に変更し、市民による有効活用を図り、管理・運営を募っていくということにしたものでございます。

なお、市といたしましては今年のシーズン終了後を目途に、改めて当パークゴルフ場のあり方や性格を整理いたしまして、それに基づく施設の位置付けや処分、管理の方法を検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

●議長 加藤喜和君 高橋議員。

●高橋一太君 わかりました。今、ご答弁の中でも運営を希望する団体、愛好家を中心に有効活用をしていただける要素が高いということも今、ありましたから、このことについては私としても、既に本来であれば芝の性質云々を考えますと、管理体制というのは万全な体制で今、整えておかねばいけない状況であると思われまして、それこそ今後のパークゴルフ場の施設等考えていけば、既にそういったもろもろ含めて解消していかなければいけないという性質もわかります。

それで、もう一点ご確認しておきたいのは、これ補助金なり起債の関係というのは何かかわりとうか、そういったものはないでしょうか。その辺ち

よつともしありましたら。

●議長 加藤喜和君 総括主幹。

●地域再生推進室総括主幹 松村俊哉君 この虹ヶ丘パークゴルフ場につきましては、この施設整備に当たりまして道の補助金、当時の市町村振興補助金の活用と、起債の活用をしております。

市町村振興補助金につきましては 10 年を経過しております。補助金の一切の縛りがございません。あと、起債につきましては、過疎債と道の貸付金が残っております。

それで、最終的な 2 本の貸付金、起債がありますが、最終的に平成 32 年まで残っている状況で、約、今現在 1 千万残っている状況でございます。

売却の場合には一括償還ということになっている状況でございます。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。

高橋議員。

●高橋一太君 わかりました。1 点これは要望的なものも含めてなんですけども、今回はそういったケースで行政財産から普通財産に移行するというところで、愛好家の方も含めて中心に今後パークゴルフを守っていただけるかなという要素が高いと思われるので、議決についてはこれからなんですけども、そのことについては今後、その辺行政としてもその愛好家の団体と契約を結ぶ際も含めて、きちんとした管理体制をお話していただければと思います。

またあともう 1 点ですね、同じパークゴルフ場という観点でいきますと、紅葉山のパークゴルフ場なんかも、この辺の整合性というのもちょっと少し心配な要素も出てくるんですけども、この辺の部分については今後もし何かあったら、その辺のお考えだけちょっとお聞かせいただきたいと思いますけども。

●議長 加藤喜和君 はい、総括主幹。

●地域再生総括主幹 松村俊哉君 先ほどもお話ししましたように、紅葉山のパークゴルフ場、市内に紅葉山、あと南部にもパークゴルフ場がございます。

それで、紅葉山のパークゴルフ場につきましては

体育施設という位置付けもございます。

そのようなこともございますので、今回のパークゴルフ場につきましては今シーズンの終了後にほかのパークゴルフ場との整合性、その辺も勘案しながらあり方を検討していきたいと考えておるところでございます。

●議長 加藤喜和君 高橋議員、よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論もないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 2 号和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 2 号和解及び損害賠償額の決定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 15 年 7 月 17 日、札幌市厚別区厚別南 4 丁目 1 番の道道札幌夕張線路上におきまして、市公用車が発生原因となる交通事故により相手方に損害を与えたとして、当該相手方から平成 18 年 4 月 17 日、札幌地方裁判所に夕張市を被告とする損害賠償請求の訴えが提起され、その後、数度の審理が行われたところでありますが、この度、同裁判所から示された和解勧告案の内容について、双方合意に達しましたので、市の損害賠償額を 470 万円と定め、和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第

12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 日程第 4、報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分によって定めたものであります。

改正の主な内容につきましては、個人の住民税にかかわる控除対象寄附金の拡大等及び地方公共団体に対する寄附金税制の見直しと、平成 21 年度より公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の創設、並びに証券税制の見直しにより所要の改正を行うほか、本年 12 月 1 日から施行されます公益法人制度改革に伴う法人市民税の均等割及び税割、並びに固定資産税における非課税等特別措置の延長等であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに

決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 5、報告第 2 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 2 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、本年 4 月 16 日、市内南清水沢 4 丁目の市道清水沢工場団地線を自家用乗用車が通行した際、道路に敷設していた側溝ふたがはね上がっていたことにより自動車に損傷したもので、相手方車両に損害を与えたことに対する損害賠償について示談が成立いたしましたので、これに係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 加藤喜和君 これをもちまして第 4 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

午前 10 時 48 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 加 藤 喜 和

夕張市議会 議 員 新 山 純 一

夕張市議会 議 員 山 本 勝 昭